

# 令和 3 年度(2021年度) 函館市地域包括支援センター 運営方針について

函館市保健福祉部  
地域包括ケア推進課

## 運営方針とは

- ・ 包括的支援事業を法人等に委託する場合、市町村は、包括的支援事業の実施に係る方針を委託先に示さなければならない。  
(介護保険法第 115 条の 4 第 1 項)
- ・ 市町村の地域包括ケアシステムの構築方針、関係者とのネットワーク構築の方針、地域ケア会議の運営方針、市町村との連携方針、公正・中立性確保のための方針、**その他地域の実情に応じて運営協議会が必要であると判断した方針**等を記載する。

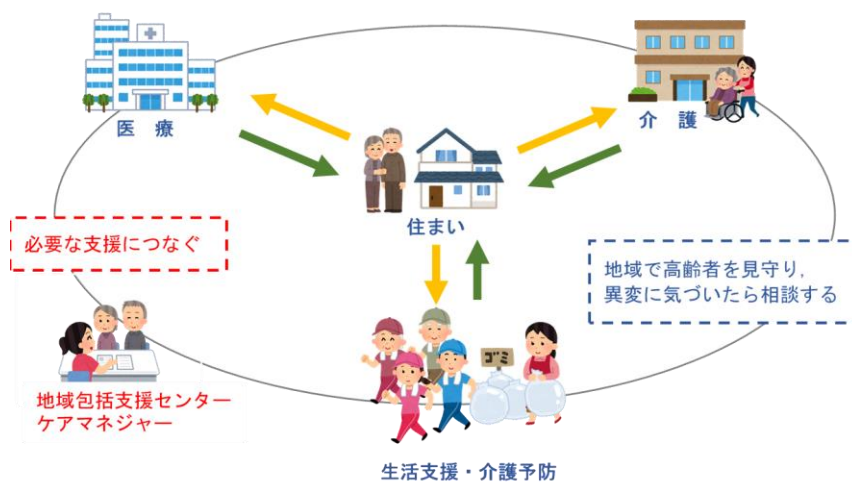
## 函館市の現状

- ・ 高齢者のみ世帯の増加や家族と交流頻度が少ない高齢者の存在  
⇒ 本人が支援を求めたり、家族が異変に気づくことができず、**早期の相談につながらない**ことがある。
- ・ 高齢者の地域との関わりの減少や地域の互助力の低下  
⇒ **地域での見守りや支援が受けられにくい**現状がある。
- ・ 問題が複雑化したケースの増加  
⇒ **早期に適切な支援が受けられていない**ケースがある。

**高齢者等が必要な時に支援が受けられる地域づくりが必要**

## 地域包括ケアシステムの構築方針（重要課題）

地域で生活する人々が高齢者を見守るとともに、誰かが異変に気づいたら相談できる地域づくりを行う



## 令和2年度重点取組事項

- (1) 地域包括支援センターの周知と対応力の底上げ
- (2) 地域で高齢者を支える関係機関との連携
- (3) 地域住民に対する認知症の正しい理解と地域の見守りについての普及啓発
- (4) 住民主体の助け合い活動への発展を目指した地域づくり

## 令和3年度重点取組事項

- (1) 高齢者と関わりがある関係機関への地域包括支援センターの周知の強化
- (2) 地域の支援者や地域密着型サービス事業所との早期対応のための連携強化
- (3) 地域住民に対する認知症の正しい理解と地域の見守りについての普及啓発
- (4) 住民主体の助け合い活動に参加する高齢者を増やすための意識醸成

## 高齢者と関わりがある関係機関への 地域包括支援センターの周知の強化

- ・地域には見守りが必要な高齢者が増加しているが、自ら支援を求められない高齢者も一定程度いる。
- ・令和4年度（2022年度）には、センターの機能を拡充し、福祉拠点になることから、自ら支援を求められない方を早期に把握する仕組みづくりがより重要になる。

**高齢者等と関わりがある関係機関**（医療機関、行政機関、民間企業等）に対する**センターについての周知を強化**することで、地域住民以外からの相談が増加し、**センターが早期に介入できる高齢者が増加**する。

## 高齢者と関わりがある関係機関への 地域包括支援センターの周知の強化

### 【主な活動内容】

- ・関係機関を対象とした講師派遣および認知症サポーター養成講座の場を活用し、センターの役割および早期相談・早期対応の重要性についての周知を行う。
- ・函館市医療・介護連携支援センターと懇談等を行い、連携して医療機関（主にクリニック）からセンターに相談が入る仕組みづくりに向けた検討を行う。

## 地域の支援者や地域密着型サービス事業所との 早期対応のための連携強化

- ・地域の支援者のなかでは、「何かあったら包括へ」ということが認知されてきたが、相談のタイミング等について迷いを感じているとの話も聞かれる。
- ・センターに相談があった際に、問題が複雑化しているケースがある。
- ・地域密着型サービス事業所の職員に、地域の一員として高齢者等を見守り、支援が必要な高齢者をセンターにつないでもらうよう周知することで、見守り体制を強化できると考えられる。

## 地域の支援者や地域密着型サービス事業所との 早期対応のための連携強化

**地域の支援者**（民生児童委員，町会役員等）や**地域密着型サービス事業所の職員**に対し、**早期相談・早期対応の重要性についての周知**を行うほか、様々な機会を活用し**積極的な声掛けを行う**ことで、高齢者等の異変に気付いた支援者からの相談のタイミングが早くなり、**問題が複雑化する前にセンターが介入**することができる。

## 地域の支援者や地域密着型サービス事業所との 早期対応のための連携強化

### 【主な活動内容】

- ・ 個別事例の支援時や懇談会等，地域の支援者とセンター職員が面談する際には，気になる高齢者等がいないか声掛けを行う。
- ・ 地域の支援者を対象とした出前講座や地域密着型運営推進会議の場を活用し，センターが対応した事例を報告し，早期相談のメリットや相談のタイミングについて共有する。
- ・ 個別ケースを検討する地域ケア会議に地域の支援者や地域密着型サービス事業所の職員を参集し，個別事例を通して，早期相談のメリットや相談のタイミングについて共有する。

## 地域住民に対する認知症の正しい理解と 地域の見守りについての普及啓発

- ・ 地域ケア全体会議の取組方針でもある，認知症の人の理解者・協力者を増やすため，地域住民に対する普及啓発が求められている。
- ・ 令和2年度（2020年度）は，新型コロナウイルスの感染拡大の影響で，十分な普及啓発が行えなかったため，引き続き重点的に取組む必要がある。

**認知症の人の理解者・協力者が増える**よう，**認知症の正しい理解および地域の見守りの重要性についての普及啓発**を強化する。

## 地域住民に対する認知症の正しい理解と 地域の見守りについての普及啓発

### 【主な活動内容】

- ・ 地域住民に対し、広報紙やリーフレットの配布、出前講座や認知症サポーター養成講座、認知症カフェの開催により、認知症および地域の見守りについての周知を行う。
- ・ 総合相談や介護予防ケアマネジメントにおける個別支援時および地域住民に対する普及啓発の実施時に、知ってあんしん認知症ガイドブック（函館市認知症ケアパス）を積極的に活用する。

## 住民主体の助け合い活動に参加する高齢者を 増やすための意識醸成

- ・ 健康づくり教室の自主化等を通し、住民主体活動の場の拡充を進めてきた結果、自主活動グループ数が増加するなどの効果があった。
- ・ 一方、活動に参加する高齢者を増やすための取組は不十分で、運営を担うリーダー不足や参加者の減少による活動の縮小等の問題が生じている。

**高齢者**に**社会参加や住民主体の助け合い活動についての意識醸成**を行うことで、**活動に参加する高齢者数が増加**する。

## 住民主体の助け合い活動に参加する高齢者を 増やすための意識醸成

### 【主な活動内容】

- ・ 地域住民に対し、広報紙やリーフレットの配布、出前講座の開催により、社会参加や住民主体の助け合い活動の重要性についての周知を行う。
- ・ 第2層協議体において、社会参加や住民主体の助け合い活動の促進について検討する。
- ・ 生活支援コーディネーターとして、社会参加の意欲がある高齢者を既存の住民主体の助け合い活動の場へつなげる支援を行う。

## ご意見をいただきたいこと

- ① 地域包括ケアシステムの構築方針は（案）のとおりでよいか
- ② 重点取組事項は（案）のとおりでよいか
- ③ 重点取組事項の【活動目標】（太枠内）を達成するため、【活動内容】に追加した方がよい取組はないか。



# 令和3年度（2021年度）函館市地域包括支援センター運営方針

地域包括ケアシステムは、住民の尊厳ある自立した生活を実現することを理念として、その地域の特性を活かし、さまざまな資源を有機的に組み合わせ構築されるもので、地域包括支援センターは、その中核的な機関となる。

この運営方針は、函館市地域包括支援センター（以下「センター」という。）が、地域包括ケアシステムの構築に向けて、令和3年度に取り組むべき重点事項および留意事項について示したものである。

## 1. 基本理念

---

～いきいき長寿都市宣言～

いつまでも健康で生きがいをもち、安心して生活できる社会をめざして

## 2. 事業内容および目標数値

---

(1) 函館市地域包括支援センター運営事業実施要綱、函館市生活支援体制整備事業実施要綱、函館市認知症初期集中支援推進事業実施要綱および函館市認知症地域支援・ケア向上事業実施要綱に基づき以下の業務を効果的かつ効率的に展開すること。

①介護予防・日常生活支援総合事業

ア 介護予防・生活支援サービス事業

(ア)介護予防ケアマネジメント

②包括的支援事業

ア 地域包括支援センターの運営

(ア)総合相談支援業務

(イ)権利擁護業務

(ウ)介護予防ケアマネジメント（居宅要支援被保険者に係るものを除く）

(I)包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

(オ)地域ケア会議推進事業

イ 生活支援体制整備事業

(ア)第2層生活支援コーディネーター業務

ウ 認知症総合支援事業

(ア)認知症初期集中支援推進事業

(イ)認知症地域支援・ケア向上推進事業

③任意事業

ア 住宅改修支援事業

(2) 以下の事業については目標数値を設定する。

圏域	高齢者人口 推計 (R3.9 末)	包括的支援事業			
		実態把握	ケアプラン 指導研修 (合同・圏域)	地域ケア会議	
				個別ケース	地域課題
西部	7,426 人	735 件	3 回	5 回	2 回
中央部第 1	8,624 人	854 件	3 回	6 回	3 回
中央部第 2	9,162 人	907 件	3 回	6 回	3 回
東央部第 1	11,083 人	1,097 件	3 回	7 回	4 回
東央部第 2	9,773 人	968 件	3 回	7 回	3 回
北東部第 1	7,545 人	747 件	3 回	5 回	3 回
北東部第 2	10,772 人	1,066 件	3 回	7 回	4 回
北東部第 3	11,314 人	1,120 件	3 回	8 回	4 回
北部	9,414 人	932 件	3 回	6 回	3 回
東部	5,066 人	502 件	3 回	3 回	2 回
合計	90,179 人	8,928 件	30 回	60 回	31 回

(※ 1) 実態把握は平成 29 年度～令和元年度の高齢者人口に対する実態把握率の平均値 9.9%を、令和 3 年度の高齢者人口推計に乗じた。(小数点第 1 位四捨五入)

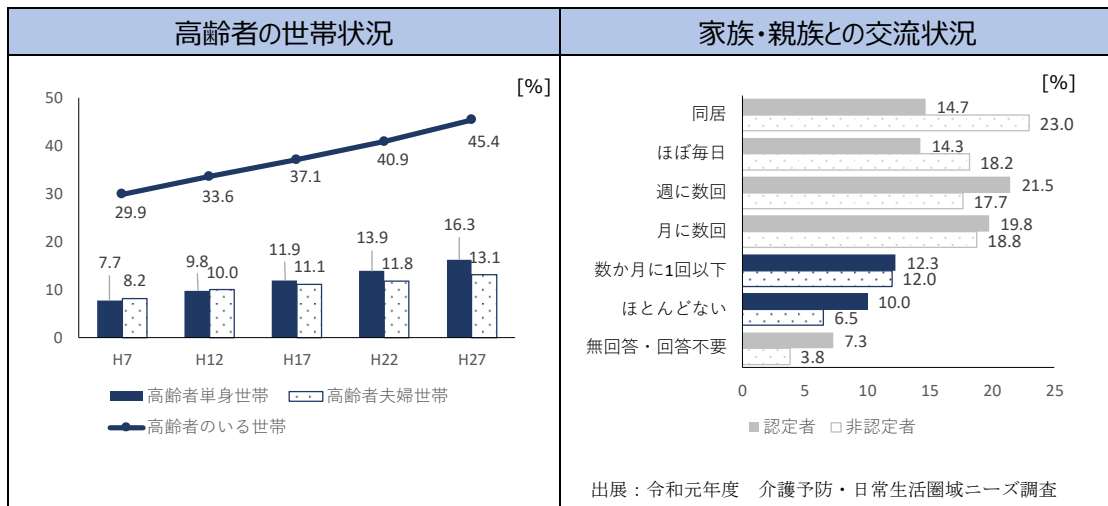
(※ 2) 地域ケア会議は高齢者人口 3,000 人に対し、個別ケースの検討を 2 回、地域課題の検討を 1 回実施する。(小数点第 1 位四捨五入)

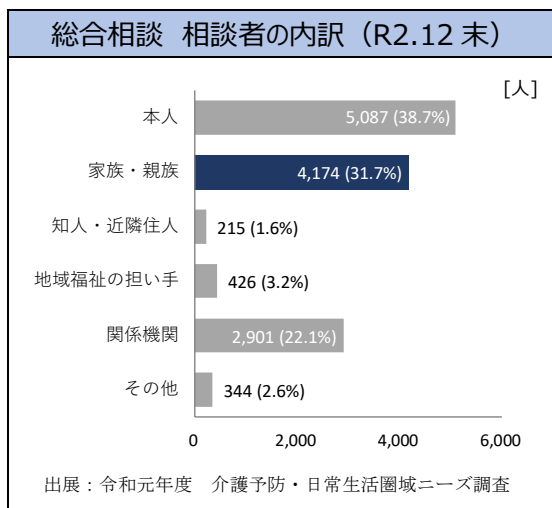
### 3. 函館市の現状

(1) 高齢者のみ世帯の増加

本市では、一般世帯に占める高齢単身世帯、高齢夫婦世帯の割合が上昇傾向であり、今後、支援が必要な高齢者が増加する可能性がある。

また、高齢者の 2 割は、家族・親族との交流頻度が数か月に 1 回以下となっているが、総合相談の相談者は、本人に次いで家族・親族が多く、高齢者のみ世帯では、自ら支援が求められなかったり、家族が異変に気付かないことで、早期の相談につながらないケースもある。

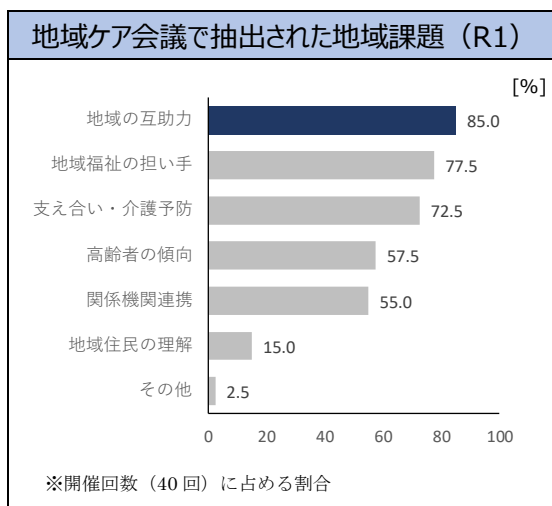
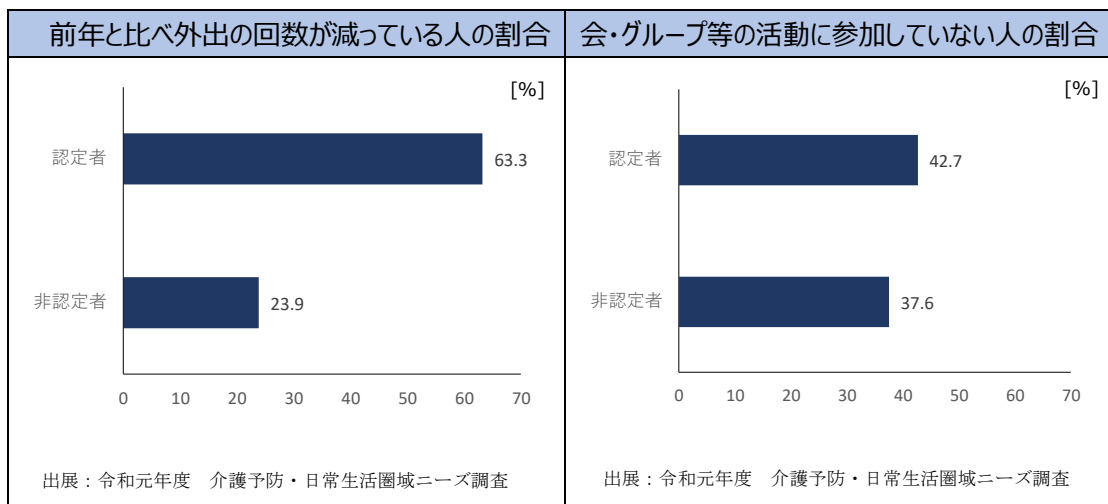




## (2) 地域における互助力の低下

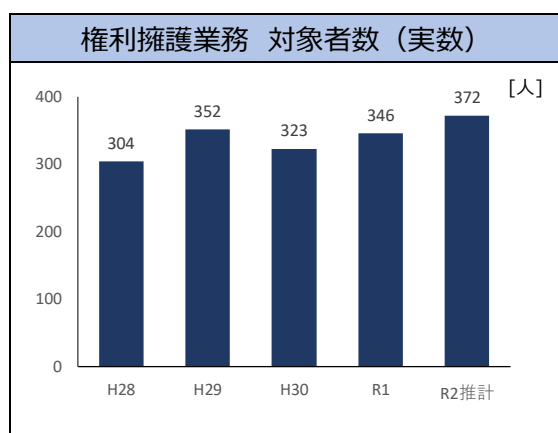
外出機会が減少したり、会・グループ（町会活動、趣味のサークル等）に参加していない高齢者が多いなど、地域との関わりが減少し、孤立する可能性が高い高齢者が一定程度存在している。

また、地域課題を検討する地域ケア会議で抽出された地域課題は、「地域の互助力の低下」が最も多く、以前に比べて、地域での見守りや支援が受けられにくい現状がある。



### (3) 問題が複雑化したケースの増加

センターが権利擁護業務で対応する対象者数が増加していることから、世帯単位で複数分野の問題を抱えていたり、様々な問題が絡み合って複雑化しているケースが増加しており、早期に適切な支援が受けられていないケースが一定程度存在していると考えられる。



## 4. 函館市における地域包括ケアシステムの構築方針 (重要課題)

見守りや支援が必要な高齢者が増えているにも関わらず、地域の互助力の低下があることから、高齢者等が必要な時に必要な支援が受けられるよう、以下を重要課題とする。

『地域で生活する人々が高齢者を見守るとともに、誰かが異変に気づいたら相談できる地域づくりを行う』

## 5. 重点取組事項 (令和3年度)

○センターが、令和3年度に重点的に取組む事項は次の(1)～(4)とする。

- (1) 高齢者と関わりがある関係機関への地域包括支援センターの周知の強化
- (2) 地域の支援者や地域密着型サービス事業所との早期対応のための連携強化
- (3) 地域住民に対する認知症の正しい理解と地域の見守りについての普及啓発
- (4) 住民主体の助け合い活動に参加する高齢者を増やすための意識醸成

### (1) 高齢者と関わりがある関係機関への地域包括支援センターの周知の強化

【現状・課題】

令和元年度(2019年度)から「地域包括支援センターの周知」を重点取組事項とし、センターと市が協働して、地域住民への周知を強化してきた。

その取組の効果として、地域の支援者(民生児童委員や町会役員等)のなかでは、「何かあったら包括へ」ということが広く認知され、地域の気になる高齢者についてセンターに相談していただき、連携した支援を行いやすくなっている。また、令和元年度介護予防・日常生活圏域ニーズ調査において、センターの名前または名前と役割を知っている高齢者の割合が、非認定者でも60.4%となっており、平成28年度(2016年度)の59.1%から微増しているなど、高齢者の認知度も、少しずつではあるが、向上している。

一方、高齢者のみ世帯や後期高齢者の増加等により、地域には見守りや支援が必要な高齢者が増えており、実際、センターが権利擁護業務で対応するケースも年々増加している。問題を抱えた高齢者を早期に把握し、支援を行うことで、住み慣れた地域での生活の継続が可能になると考えられるが、自ら支援を求められない高齢者も一定程度いる。また、令和4年度（2022年度）には、センターの機能を拡充し、福祉拠点となることから、高齢者に限らず、自ら支援を求められない方を早期に把握する仕組みづくりがより重要になる。

そのため、高齢者との関わりが多いと考えられる、医療機関や行政機関、民間企業等に対し、センターの役割や早期相談・早期対応の重要性等についての周知を強化し、支援が必要な人を把握した際に、センターに相談することができる人を増やす必要がある。

#### 【活動目標】

- ・高齢者と関わりがある関係機関に対するセンターについての周知を強化することで、地域住民以外からの相談件数（総合相談支援業務・権利擁護業務）が増加し、センターが早期に介入できる高齢者が増加する。

#### 【活動内容】

- ・関係機関に広報紙を配布することで、センターの認知度を高める。
- ・関係機関を対象とした講師派遣および認知症サポーター養成講座の場を活用し、センターの役割および早期相談・早期対応の重要性についての周知を行う。
- ・函館市医療・介護連携支援センターと懇談等を行い、連携して医療機関（主にクリニック）からセンターに相談が入る仕組みづくりに向けた検討を行う。
- ・地域課題を検討する地域ケア会議に関係機関を参集し、地域の高齢者が抱える問題や地域における見守りの重要性について共有する。

## （2）地域の支援者や地域密着型サービス事業所との早期対応のための連携強化

#### 【現状・課題】

前述のとおり、住み慣れた地域での生活の継続のためには、問題を抱えた高齢者等に早期に支援を行うことが重要である。

本市では、地域ケア会議等を通して、高齢者等の異変に気づく可能性が高い立場にある地域の支援者と専門機関の連携強化に取り組んでおり、実際、地域の支援者からの相談や地域住民への相談の促しがきっかけとなり、センターの介入が可能になるケースは年々増加している。

一方、地域の支援者からは、「異変には気づいていたけど、相談してよいか分からなかった。」など、相談のタイミング等について迷いを感じているとの話も聞かれるほか、センターに相談があった際に、問題が複雑化しているケースも一定程度ある。

そのため、単に相談を待つだけでなく、個別ケースの支援時や懇談の場等で、気になる高齢者等がないか、センターから積極的に声掛けを行い、地域の支援者が高齢者等の異変に気付いたときに、タイムリーに相談できるよう働きかけを行うことで、支援が必要な高齢者等をより早期に把握できる体制づくりを強化する必要がある。

また、地域密着型サービス事業所の職員は、地域住民と比較し、高齢者等に関する知識を多く有していると考えられるほか、センターが定期的に地域密着型運営推進会議に出席しており、センターに関する認知度も高い。

そこで、地域密着型サービス事業所の職員に対し、業務としてだけでなく、地域の一員として高齢者等を見守り、支援が必要な高齢者等を把握した際に、センターにつないでもらうよう周知することで、さらに見守り体制を強化できると考えられる。

#### 【活動目標】

- ・地域の支援者や地域密着型サービス事業所の職員に対し、早期相談・早期対応の重要性についての周知を行うほか、様々な機会を活用し積極的な声掛けを行うことで、高齢者等の異変に気付いた支援者からの相談のタイミングが早くなり、問題が複雑化する前にセンターが介入することができる。

#### 【活動内容】

- ・個別事例の支援時や懇談会等、地域の支援者とセンター職員が面談する際には、気になる高齢者等がいまいか声掛けを行う。
- ・地域の支援者を対象とした出前講座や地域密着型運営推進会議の場を活用し、センターが対応した事例を報告し、早期相談のメリットや相談のタイミングについて共有する。
- ・個別ケースを検討する地域ケア会議に地域の支援者や地域密着型サービス事業所の職員を参集し、個別事例を通して、早期相談のメリットや相談のタイミングについて共有する。

### （3）地域住民に対する認知症の正しい理解と地域の見守りについての普及啓発

#### 【現状・課題】

地域ケア全体会議の取組方針と連動し、センターにおいても、認知症の人の理解者・協力者を増やすために、地域住民に対する認知症の正しい理解と地域の見守りについての普及啓発の取組が求められている。

平成30年度（2018年度）以降は、認知症地域支援推進員の活動として、「認知症カフェ」の開催や開催への協力に取組んできたが、令和2年度（2020年度）については、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、出前講座や認知症カフェの開催が困難な状況となり、十分な普及啓発が行えなかった。

そのため、令和3年度も引き続き、地域住民に対し、認知症の正しい理解および地域の見守りの重要性についての普及啓発を行い、認知症地域支援推進員としての活動に積極的に取組むことが必要である。

#### 【活動目標】

- ・認知症の人の理解者・協力者が増えるよう、認知症の正しい理解および地域の見守りの重要性についての普及啓発を強化する。

#### 【活動内容】

- ・地域住民に対し、広報紙やリーフレットの配布、出前講座や認知症サポーター養成講座、認知症カフェの開催により、認知症および地域の見守りについての周知を行う。
- ・総合相談や介護予防ケアマネジメントにおける個別支援時および地域住民に対する普及啓発の実施時に、知ってあしん認知症ガイドブック（函館市認知症ケアパス）を積極的に活用する。
- ・個別ケースを検討する地域ケア会議および地域課題を検討する地域ケア会議において、認知症の方への支援および地域での見守り体制の構築方法について検討する。

#### (4) 住民主体の助け合い活動に参加する高齢者を増やすための意識醸成

##### 【現状・課題】

平成29年度（2017年度）から、「住民主体の活動の場の拡充による地域づくり」を重点取組事項とし、高齢者の生きがいと健康づくり推進事業（令和元年度で終了）の健康づくり教室の自主化等を通じ、住民主体の活動の場の拡充を進めてきた。

その結果、自主活動グループの数が増加する等の効果はあったが、活動に参加する高齢者を増やすための取組が不十分で、既存の活動の場では、運営を担うリーダーの不足や参加者の減少による活動の縮小等の問題も生じてきている。

今後、既存の活動を維持し、参加者のなかで助け合い活動を生み出すためには、高齢者の社会参加の促進のための意識醸成を広く実施するほか、すでに活動に参加している方に対しても、住民主体の助け合い活動についての意識醸成を行うことで、活動に参加する高齢者等を増やすことが必要である。

##### 【活動目標】

- ・高齢者に社会参加や住民主体の助け合い活動についての意識醸成を行うことで、活動に参加する高齢者数が増加する。

##### 【活動内容】

- ・地域住民に対し、広報紙やリーフレットの配布、出前講座の開催により、社会参加や住民主体の助け合い活動の重要性についての周知を行う。
- ・センターおよび市で、利用者のセルフマネジメントを推進するための仕組みづくりについての検討を行う。
- ・自主活動グループへの後方支援を通して、参加者に対し、社会参加や助け合い活動の実践についての意識づけを行う。
- ・第2層協議体（地域課題を検討する地域ケア会議）において、社会参加や住民主体の助け合い活動の促進について検討する。
- ・生活支援コーディネーターとして、社会参加の意欲がある高齢者を既存の住民主体の助け合い活動の場へつなげる支援を行う。
- ・第1層協議体および第1層生活支援コーディネーターと連携し、社会参加や住民主体の助け合い活動の促進のための仕組みづくりの検討を行う。

## 6. 留意事項

---

### (1) 職員の資質向上

- ・センターは、地域包括ケア推進課と協働して策定した研修計画に基づき、職員の資質向上を行う。

### (2) 他の関連事業との連携

- ・センターは、認知症初期集中支援チーム、第1層生活支援コーディネーター、函館市医療・介護連携支援センター等の関連事業との連携を積極的に図る。

### (3) 地域包括支援センター間および市との情報共有

- ・函館市地域包括支援センター連絡協議会が主催する管理者会議および職能部会等において、センター間および市との情報共有を行う。
- ・センターの管理責任者は全センターの管理責任者および地域包括ケア推進課と、定期的に情報共有するとともに業務に関する協議を行う。

#### (4) 地域包括支援センターの活動計画と評価

- ・センターは、本運営方針および当該年度の前年度の評価に基づき、所定の様式により、活動計画書を作成する。
- ・なお、活動計画を立案する際には、量的データや地区活動からの質的データから地域特性を把握するなど地域診断を行う。
- ・地域包括ケア推進課は、センターの作成した活動計画書の内容について、センターの管理者等へのヒアリングを行い、各圏域の重点取組事項および評価方法等についての協議を行う。
- ・当該年度終了後、センターは活動計画の実施状況について評価を行う。
- ・地域包括ケア推進課は、センターが作成した評価に基づきセンターの管理者等へのヒアリングを行い、目標数値の達成状況と評価内容の確認をするとともに、評価内容については函館市地域包括支援センター運営協議会に報告し、協議を行う。

#### (5) 公正・中立性の確保

- ・受託法人は、公益的な機関として、公正で中立性の高い事業運営を行わなければならない。
- ・受託法人が指定居宅介護支援事業所に介護予防支援業務および介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）を一部委託する場合、特定の事業者に偏ることがないようにしなければならない。
- ・介護予防支援業務および介護予防に係るケアマネジメント（第1号介護予防支援事業等）において利用調整をした同一法人（グループ）のサービス事業者の占有率は50%を上限とし、これを超える場合は指導の対象とする。同一法人のサービス事業者の利用割合は、事業評価により確認する。



# 令和3年度 函館市地域包括支援センター運営事業 体系図

いつまでも生きがいを持ち、安心して生活できる社会をめざして  
『地域で生活する人々が高齢者を見守るとともに、誰かが異変に気付いたら相談できる地域づくりを行う』

## <重点取組事項>

高齢者と関わりがある関係機関への地域包括支援センターの周知の強化

地域の支援者や地域密着型サービス事業所との早期対応のための連携強化

地域住民に対する認知症の正しい理解と地域の見守りについての普及啓発

住民主体の助け合い活動に参加する高齢者を増やすための意識醸成

## <重点活動内容>

### 総合相談支援業務

#### 【業務内容】

地域におけるネットワーク構築、実態把握、総合相談、保健福祉サービス等の利用調整、地域住民に対する広報・啓発活動

#### 【主な重点活動内容】

- ・医療機関や行政機関、民間企業等に対するセンターの役割や早期相談・早期対応の重要性の周知の強化
- ・地域の支援者や地域密着型事業所職員への積極的な声掛けやセンターが対応した事例の報告を通じた、早期相談のメリットや相談のタイミングの共有
- ・総合相談対応時の認知症ケアパスの活用

### 権利擁護業務

#### 【業務内容】

高齢者虐待への対応、成年後見制度の活用促進、老人福祉法による措置に関する対応、消費者被害の防止に関する対応、困難事例への対応、地域住民等に対する広報・啓発活動

#### 【主な重点活動内容】

- ・函館市医療・介護連携支援センターとの懇談等を通じた、医療機関からセンターに相談が入る仕組みづくりに向けた検討

### 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

#### 【業務内容】

包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築、介護支援専門員に対する個別支援

### 地域ケア会議推進事業

#### 【業務内容】

個別ケースを検討する地域ケア会議、地域課題を検討する地域ケア会議、日常生活圏域レベルの地域課題の整理

#### 【主な重点活動内容】

- ・地域ケア会議に、医療機関、行政機関、民間企業等を参集することによる、地域の高齢者が抱える問題や地域の見守りの重要性についての共有
- ・地域ケア会議での検討を通じた、地域の支援者との早期相談のメリットや相談のタイミングについての共有
- ・地域ケア会議における、認知症の方への支援および地域での見守り体制の構築方法の検討

### 介護予防ケアマネジメント

#### 【業務内容】

居宅要支援被保険者および基本チェックリスト該当者に対する適切なサービス提供に必要な援助

#### 【主な重点活動内容】

- ・介護予防ケアマネジメント実施時の認知症ケアパスの活用
- ・利用者のセルフマネジメントを推進するための仕組みづくりについての検討

### 生活支援体制整備事業

#### 【業務内容】

地域におけるネットワークの構築、住民主体の助け合い活動等の重要性についての普及啓発、地域における高齢者の支援体制および社会参加に関するニーズの把握および課題の抽出、住民主体の助け合い活動等の仕組みの創出および充実、市全体の地域課題に関する情報の共有および当該地域課題についての協議

#### 【主な重点活動内容】

- ・地域住民に対する高齢者の社会参加や住民主体の助け合い活動の重要性についての周知の強化
- ・自主活動グループへの後方支援を通じた、参加者に対する社会参加や助け合い活動の実践の意識づけの強化
- ・第2層協議体における高齢者の社会参加や住民主体の助け合い活動の促進についての検討
- ・社会参加の意欲がある高齢者を既存の住民主体の助け合い活動の場へつなげる支援

### 認知症総合支援事業

#### 【業務内容】

認知症初期集中支援推進事業、認知症地域支援・ケア向上推進事業

#### 【主な重点活動内容】

- ・地域住民に対する認知症や地域の見守りについての周知の強化